

町民課からのお知らせ

平成27年1月から 70歳未満の方の高額療養費の自己負担限度額が変わります

平成27年1月から所得区分の細分化により、それぞれの所得に応じた負担になるように自己負担限度額が変更されます。

平成26年12月まで

●70歳未満の方の自己負担限度額（月額）

所得区分	限度額（3回目まで）	限度額（4回目以降）
上位所得者	150,000円 + (医療費の総額 - 500,000円) × 1% ※医療費が500,000円を超えた場合	83,400円
一般	80,100円 + (医療費の総額 - 267,000円) × 1% ※医療費が267,000円を超えた場合	44,400円
住民税非課税世帯	35,400円	24,600円

※上位所得者とは、国保加入者の基礎控除後の総所得金額が600万円を超える世帯の方

平成27年1月から

●70歳未満の方の自己負担限度額（月額）

所得区分	限度額（3回目まで）	限度額（4回目以降）
旧ただし書き所得 901万円超	252,600円 + (医療費の総額 - 842,000円) × 1% ※医療費が842,000円を超えた場合	140,100円
旧ただし書き所得 600万円超901万円以下	167,400円 + (医療費の総額 - 558,000円) × 1% ※医療費が558,000円を超えた場合	93,000円
旧ただし書き所得 210万円超600万円以下	80,100円 + (医療費の総額 - 267,000円) × 1% ※医療費が267,000円を超えた場合	44,400円
旧ただし書き所得 210万円以下	57,600円	44,400円
住民税非課税世帯	35,400円	24,600円

※旧ただし書き所得とは、総所得金額から基礎控除額を差し引いた額

●70歳以上75歳未満の方の場合（自己負担額の変更はありません）

所得区分	外来の限度額（個人ごと）	外来+入院（世帯単位）の限度額
現役並み所得者	44,400円	80,100円
		80,100円 + (医療費の総額 - 267,000円) × 1% ※医療費が267,000円を超えた場合
一般	12,000円	44,400円
低所得Ⅱ	8,000円	24,600円
低所得Ⅰ	8,000円	15,000円

※現役並み所得とは、同一世帯に住民税課税所得が145万円以上の70歳以上75歳未満の国保被保険者がいる方で、収入の合計が、2人以上で520万円以上、単身で383万円以上の方。

※現役並み所得の方が過去1年間に、同一世帯で4回以上高額療養費に該当した場合は、4回目以降の自己負担限度額は、44,400円になります。

※低所得Ⅱ・低所得Ⅰ（住民税非課税）の方は「限度額適用・標準負担額減額認定証」の対象となります。

※70歳以上75歳未満の方の場合は、医療機関の区別なく暦月の（1日から末日）費用を合算します。

自己負担額の計算条件

※同じ医療機関でも医科・歯科、外来・入院は別計算をします。

※入院時の食事代やベット代等保険適用外は高額療養費の対象になりません。

※処方せんにより薬局で調剤を受けた場合、その費用は処方せんを発行した医療機関と合算します。

※暦月（1日～末日）ごとに計算をします。

※過去1年間に、同一世帯で4回以上高額療養費に該当した場合は、4回目以降からの自己負担限度額は引き下げられます。